

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	健康増進に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田原市は、健康増進に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

田原市長

公表日

令和7年11月26日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進に関する事務
②事務の概要	<p>健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき、対象者に対しての通知や健康診査、検診結果の管理等に関する事務を行う。</p> <p>健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none">①健康手帳の交付に関する事務②健康教育、健康相談、訪問指導に関する事務③歯周病検診に関する事務④骨粗しょう症検診に関する事務⑤肝炎ウイルス検診に関する事務⑥がん検診に関する事務⑦健康診査、保健指導に関する事務
③システムの名称	健康管理システム、統合宛名システム、宛名管理システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
健康増進事業に関するファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表111の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表の主務省令で定める事務を定める命令第54条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <p><選択肢></p> <ul style="list-style-type: none">1) 実施する2) 実施しない3) 未定
②法令上の根拠	<p>・健康増進法第19条の4 ・健康増進法施行規則第4条の3</p> <p>情報照会 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項</p> <p>情報提供 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康課
②所属長の役職名	健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	

請求先	田原市役所 総務部 総務課 〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1 電話 0531-23-3506
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	田原市役所 健康福祉部 健康課 〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1 電話 0531-23-3515
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>＜選択肢＞</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年7月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>〔 500人未満 〕</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 500人以上 2) 500人未満</p>
いつ時点の計数か	令和7年7月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>〔 発生なし 〕</p> <p>＜選択肢＞</p> <p>1) 発生あり 2) 発生なし</p>

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<p><選択肢></p> <p>1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書</p> <p>2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。</p>
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	------------------------------------	---

8. 人手を介在させる作業

[人手を介在させる作業はない]

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		健康管理システムにおいて、担当業務に必要な範囲のみで閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐づけられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐づけ、事務に必要な情報との紐づけが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

9. 監査

実施の有無 [自己点検] [内部監査] [外部監査]

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[<input type="checkbox"/> 十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	---------------------------------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[全項目評価又は重点項目評価を実施する]

最も優先度が高いと考えられる対策		[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
------------------	--	--

当該対策は十分か【再掲】	[<input type="checkbox"/> 十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
--------------	------------------------------------	---

判断の根拠		健康管理システムにおいて、担当業務に必要な範囲のみで閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐づけられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐づけ、事務に必要な情報との紐づけが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。
-------	--	--

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月30日	I-1-② 事務の概要	<p>健康増進法による健康増進事業の実施に関する以下の事務</p> <p>健康増進法第17条第1項に基づく健康増進事業</p> <p>①健康手帳の送付 ②健康教育 ③健康相談 ④訪問指導</p> <p>健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業</p> <p>①歯周疾患検診 ②骨粗鬆症検診 ③肝炎ウイルス検診 ④健康増進法施行規則第4条の2第4号に定める健康診査 ⑤健康増進法施行規則第4条の2第5号に定める保健指導 ⑥がん検診</p> <p>特定個人情報ファイルは、検診受診時の対象者可否の判断に使用する。</p>	<p>健康増進法に基づき、以下の事務を実施する。</p> <p>健康増進法第17条第1項に基づく健康増進事業</p> <p>①健康手帳の送付 ②健康教育 ③健康相談 ④訪問指導</p> <p>健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業</p> <p>①歯周疾患検診 ②骨粗鬆症検診 ③肝炎ウイルス検診 ④健康増進法施行規則第4条の2第4号に定める健康診査 ⑤健康増進法施行規則第4条の2第5号に定める保健指導 ⑥がん検診</p> <p>本市において、特定個人情報ファイルは検診受診時の対象者可否の判断に使用する。</p>	事後	
平成29年6月30日	I-5-② 所属長の役職名	健康課長 本多 剛晴	健康課長 小久保 智宏	事後	
平成29年6月30日	II-1 時点	平成27年4月1日 時点	平成29年6月30日 時点	事後	
平成29年6月30日	II-2 時点	平成27年4月1日 時点	平成29年6月30日 時点	事後	
令和1年6月7日	IV-1 リスク対策	項目なし	リスク対策を追加	事後	評価書の様式変更による
令和2年2月1日	I-1-③ システムの名称	健康管理システム、統合宛名管理システム	健康管理システム、統合宛名システム、宛名管理システム	事前	システムの更新に係る再実施による
令和3年3月22日	II-1 時点	令和2年2月1日 時点	令和3年3月22日 時点	事後	
令和3年3月22日	II-2 時点	令和2年2月1日 時点	令和3年3月22日 時点	事後	
令和4年1月11日	I-1-② 事務の概要	健康増進法に基づき、以下の事務を実施する。	健康増進法に基づき、以下の事務を実施する。	事前	
令和4年1月11日	I-2-③ システムの名称	健康管理システム、統合宛名システム、宛名管理システム	健康管理システム、統合宛名システム、宛名管理システム、中間サーバー	事前	
令和4年1月11日	I-4-① 実施の有無	[実施しない]	[実施する]	事前	
令和4年1月11日	I-4-② 法令上の根拠	情報連携による照会・提供は行わない	<p>[情報照会の根拠] ・番号法第19条第8号及び別表第二の102の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条</p> <p>[情報提供の根拠] ・番号法第19条第8号及び別表第二の102の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の</p>	事前	
令和4年1月11日	II-1 時点	令和3年3月22日 時点	令和4年1月11日 時点		
令和4年1月11日	II-2 時点	令和3年3月22日 時点	令和4年1月11日 時点		
令和4年1月11日	IV-6 情報提供ネットワークシステムとの接続	情報提供ネットワークとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)	情報提供ネットワークとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)	事前	
令和4年1月11日	IV-6 目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か []	目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か [十分である]	事前	
令和4年1月11日	IV-6 不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か []	不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か [十分である]	事前	
令和4年1月11日	IV-8 実施の有無	[○]自己点検 []内部監査 []外部監査	[○]自己点検 [○]内部監査 []外部監査	事後	
令和7年11月26日	I-1. ② 事務の概要	<p>健康増進法に基づき、以下の事務を実施する。</p> <p>健康増進法第17条第1項に基づく健康増進事業</p> <p>①健康手帳の送付 ②健康教育 ③健康相談 ④訪問指導</p> <p>健康増進法第19条の2に基づく健康増進事業</p> <p>①歯周疾患検診 ②骨粗鬆症検診 ③肝炎ウイルス検診 ④健康増進法施行規則第4条の2第4号に定める健康診査 ⑤健康増進法施行規則第4条の2第5号に定める保健指導 ⑥がん検診</p> <p>本市は、健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。</p> <p>①生活習慣相談その他健康増進事業の実施 ②情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ③検診受診時の対象者可否の判断</p>	<p>健康増進法(平成14年法律第103号)に基づき、対象者に対しての通知や健康診査、検診結果の管理等に関する事務を行う。</p> <p>健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務で取り扱う。</p> <p>①健康手帳の交付に関する事務 ②健康教育、健康相談、訪問指導に関する事務 ③歯周病検診に関する事務 ④骨粗しょう症検診に関する事務 ⑤肝炎ウイルス検診に関する事務 ⑥がん検診に関する事務 ⑦健康診査、保健指導に関する事務</p>	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たらないため
令和7年11月26日	I-3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 第76項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府、総務省令第5号) 第54条	番号法第9条第1項 別表111の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表の主務省令で定める事務を定める命令第54条	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たらないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年11月26日	I-4-② 法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8号及び別表第二の102の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条</p> <p>[情報提供の根拠] ・番号法第19条第8号及び別表第二の102の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第50条</p>	<p>・健康増進法第19条の4 ・健康増進法施行規則第4条の3</p> <p>情報照会 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項</p> <p>情報提供 番号法第19条第8号 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表139の項</p>	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たらないため
令和7年11月26日	I-5-① 部署	健康福祉部 健康課	こども健康部 健康課	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たらないため。
令和7年11月26日	I-8 連絡先	田原市役所 健康福祉部 健康課 〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1 電話 0531-23-3515	田原市役所 こども健康部 健康課 〒441-3492 愛知県田原市田原町南番場30番地1 電話 0531-23-3515	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日特定個人情報保護委員会)に定める重要な変更に当たらないため。
令和7年11月26日	IV-8 人手を介在させる作業	新規追加	十分である	事前	
令和7年11月26日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策	新規追加	十分である	事前	